

商品名等 (電気用品名等)	汎用HDMI端子を有したテレビジョンシステム
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本システムは、チューナーを有さないモニターとチューナーが一对で「テレビジョン受信機」となるものであるが、各々が独立動作可能で電源電線及び汎用HDMI端子を有するものである。</p> <p>○構造、仕様、意匠 モニターとチューナーは組合せ販売及び各々単独販売を予定している。 定 格：100V、50-60Hz、消費電力未定</p> <p>○主な使用者、販売先 一般家庭用</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>モニターは、特定電気用品以外の電気用品中、電子応用機械器具の「テレビジョン受信機」として取り扱う。 チューナーは、特定電気用品以外の電気用品中、電子応用機械器具の「その他の音響機器」として取り扱う。</p> <p>(理由) モニターは、テレビジョンチューナー用入力端子(HDMI端子)を有するものであることから、「テレビジョン受信機」として取り扱うことが妥当と判断する。 チューナーは、デジタル映像・音声信号入出力端子を有するものであることから、「その他の音響機器」として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	